

## 街頭防犯カメラ

# 「電柱使用料」の補助金資料 (令和8年度版)

必要な資料（請求書や領収証など）の内容に不備がある場合は補助の対象外となる可能性がありますので、**必ず事前に区の担当者にご相談**ください。

令和8年4月

江戸川区 危機管理部 地域防犯防災課

【問合せ先】

江戸川区 危機管理部 地域防犯防災課 防犯防災係

(所在地) 江戸川区中央1-4-1

(電話) 03-5662-9018

(FAX) 03-3652-9891

(メール) [chiikibouhanbousai@city.edogawa.tokyo.jp](mailto:chiikibouhanbousai@city.edogawa.tokyo.jp)

## 防犯カメラ運用経費補助事業(電柱使用料)

### 1 補助の内容について

#### 〔1〕補助内容

区の補助を利用して電柱に設置した防犯カメラについて、電柱の使用料(共架料)の一部を補助するもの

領収証などの発行に要する経費は、本補助の対象外です。

#### 〔2〕補助要件

次の要件の全てに該当することが必要です。

- 以下のいずれかの補助金の交付を受けて設置したもの
- ア 東京都地域における見守り活動支援事業補助金
  - イ 東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金
  - ウ 東京都繁華街等における体感治安の改善事業補助金
- 防犯活動等に引き続き取り組んでいること

#### 〔3〕補助率、補助対象経費限度額、補助金額の算出方法

##### 【補助率】

防犯カメラ設置の際に交付を受けた補助金の内容によって異なり、以下のとおりとなります。

	地域における見守り活動 支援事業補助金	左記以外の補助金
(設置団体)	町会・自治会等の地域団体単独 「町会+町会」、「町会+商店会」 等の連携	商店会のみで構成される団体
補助率	5 / 6	2 / 3

##### 【補助対象経費限度額】

電柱1本あたりの年間使用料が3,000円まで

～令和7年度設置団体様へ～

東電柱に設置した翌年度、期中共架料(設置年度の共架料)が発生する場合があります。その際は、定期共架料と合わせて3,000円まで補助対象経費となります。

## 【補助額の算出方法】

設置団体ごとに算出し、1,000円未満の端数は切り捨てます。

(例) A町会が、これまで東電柱4本に防犯カメラを設置した場合  
(東電柱1本の使用料) (電柱本数) (補助率) (補助額)  
2,640円 × 4本 × 5/6 = 8,000円

(例) B商店街が、これまでNTT柱3本に防犯カメラを設置した場合  
(NTT柱1本の使用料) (電柱本数) (補助率) (補助額)  
1,320円 × 3本 × 2/3 = 2,000円

## 2 注意事項など

### ○ 補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### ○ 電柱使用料(共架料)の支払いは、請求書の支払期限内に行うことが必要です。(期限を過ぎての支払いは補助対象外となります)

### ○ 申請期限

**令和9年1月29日(金)**

## 3 申請に必要な書類について

別紙の「提出書類一覧」をご参照ください。

## 4 申請団体で必要な処理の概要

	団体への通知・連絡など	ご対応いただくこと
1	東電・NTTから電柱使用料(共架料)の請求があります。	請求書の支払期限内に支払い 請求書と領収証等の写しを区に提出 を速やかにお願いします。
2	区で提出書類(請求書・領収証等の写し)を確認した後、交付申請書等の必要書類をご案内します。 書類のやりとりが数回あります。	都度、区の案内に従って書類に押印・ ご記入の上、書類をご提出ください。 申請書、請求書、預金通帳の写しなど



全ての必要書類が整った後、補助金を交付します。